

「エックス線装置設置届」に係る添付書類について

1. 次に掲げる事項を記載した縮尺50分の1の平面図及び側面図

※歯科用エックス線診療室の場合、縮尺25分の1の平面図及び側面図

- (1) エックス線診療室に隣接（上階及び下階を含む。）する各室の名称及び周囲の状況
- (2) エックス線装置の位置及び照射方向並びにエックス線管からの天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（表記はメートル単位とすること）
- (3) 患者更衣施設（設備）、専用便所等の表示
- (4) 漏えい線量の測定位置（移動型エックス線装置にあつては、その線量分布）
- (5) 管理区域から敷地内居住区域及び敷地境界までの距離並びに標識の位置（表記はメートル単位とする。なお、この場合は管理区域を朱書きで囲む。）

2. 該当時、添付するもの

- (1) 移動型エックス線装置の場合、装置保管場所の図面
- (2) エックス線装置搭載自動車の場合、当該自動車の車検証の写し及び使用場所の図面
- (3) 漏えい線量測定が不可時及び保健所が必要と判断した場合、遮へい計算書